

達 示 第 7 号
平成27年3月2日

広島拘置所長

広島拘置所クラブ活動実施要領について
標記について、別紙のとおり定め、即日施行する。

別紙

クラブ活動実施要領

(目的)

第1条 この要領は、広島拘置所に収容する自営作業就業受刑者のクラブ活動の実施に関し必要な事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

(準拠)

第2条 クラブ活動の実施に関しては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第39条第2項、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第13条、被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3325号法務大臣訓令）及び平成18年5月23日付け法務省矯成第3326号矯正局長依命通達「被収容者の余暇活動の援助等に関する訓令の運用について」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(主管)

第3条 クラブ活動の実施については、企画部門が主管する。

2 クラブ活動の実施に当たっては、処遇部門その他関係各課部門と相互に協力して円滑な運営を図るものとする。

(対象者)

第4条 参加対象者は、次の各号の基準に基づき、処遇審査会を経て選定する。

- (1) クラブ活動に参加する意思（願せを提出した者）がある者
- (2) 行状が良好である者
- (3) 他のクラブ活動に参加していないなど、他の参加者との均衡から受講させても問題がないと認められる者（受講希望が少ない場合を除く。）
- (4) その他、篤志面接委員又は外部講師（以下「講師」という。）と在社時に関係がないなどクラブ活動に参加させるに当たり支障がないと認められる者

(種類、定員等)

第5条 クラブの種類、定員等は、別表のとおり定める。

(指導回数及び講師)

第6条 第5条に定めるクラブ活動は、講師又は別途、所長が指名する当所職員

を指導者（補助者含む）として実施するものとする。

（指導の辞退）

第 7 条 クラブ活動開始後の辞退は原則として認めない。特に事由が認められるときは、願せんに提出させ処遇審査会を経て決定する。

（貸与品）

第 8 条 クラブ活動の参加者に対しては、必要な用具類を貸与することができる。

なお、貸与品の取扱いについては、クラブ活動に必要とする範囲内を厳守させることとし、その取扱いについては、丁寧に行うよう指導すること。

（援助）

第 9 条 第 6 条に定める講師には、クラブ活動に必要な知識、技能に関する指導のほか、必要に応じ給与品以外の用具類の貸与、その他、書籍等の援助を得ることができる。

なお、貸与する用具類については、事前に施設の許可を得たものでなければ貸与することができない。

（室内所持）

第 10 条 クラブ活動の参加者に貸与する用具類については、居室内での所持を許可することができる。

2 貸与された用具類を目的外に使用しているおそれがある場合は、職員の判断でいつでも居室内の所持を不許可にすることができる。

なお、この場合は、直ちに処遇部の監督職員に報告するものとする。

（指導時間外の取組）

第 11 条 参加者の余暇時間又は矯正指導日における自習時間内で、同時間帯における他の受刑者の活動を妨げない範囲において活動を認めることができる。

（活動の中止・除外）

第 12 条 参加者が反則容疑で調査に付された時又は疾病、その他やむを得ない事由によりクラブ活動の継続が困難となった時は、再開が相当と判断されるまでの間、中止する。

2 参加者が次の各号の該当する事由が発生した場合は、処遇審査会の議を経て、クラブ活動から除外することができる。

- (1) 懲罰（閉居罰又は書籍等の閲覧の禁止）の言渡しを受けたとき。
- (2) クラブ活動に参加する意欲が認められないとき。
- (3) 講師又は他の参加者の活動に支障を与える行為があったとき。

(4) 余罪が発覚するなど、身分に変動があったとき。

(5) その他、参加者としてふさわしくない行動が認められ、除外することが望ましいと判断されたとき。

3 前項の規定により除外された者は、当該懲罰を修了した日又は除外決定を受けた日から 3 か月を経過した後でなければ、再度、参加を希望することはできない。

(その他)

第 13 条 実施に当たっては、別途定める記録用紙に記載し、企画部門（指導）職員が管理する。

2 実施日時については、企画部門（指導）職員が別途指定する。

別表

クラブ活動一覧

種目	定員	期間	実施時間等	実施場所
音楽クラブ	8名	1年	原則として月1回の矯正指導日 午前10時00分～同時50分	講堂
将棋クラブ	6名	1年	原則として月1回の矯正指導日 午前9時00分～同時50分	第二会議室

※ 指導者，行事等の都合により，実施日時・場所を変更することがある。